○国土交通省令第八号

建築士法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十二号）の施行に伴い、並びに建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十一条第一項、第二十二条の三の三第一項第六号、第二十二条の三の三第四項において準用する第二十条第四項、第二十三条の三第一項、第二十四条の七第一項第六号並びに第三十五条、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十九条第一項（同法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）並びに建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）第七条第三項において準用する同条第一項の規定に基づき、並びに建築士法を実施するため、建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令

（建築士法施行規則の一部改正）

第一条　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の五」を「第九条の七」に、「第二章の四　定期講習（第十七条の三十六・第十七条の三十七）」を「第二章の四　定期講習（第十七条の三十六・第十七条の三十七）　第二章の五　設計受託契約等（第十七条の三十八―第十七条の四十）」に、「第二十三条」を「第二十二条の六」に、「第二十四条」を「第二十三条・第二十四条」に改める。

第一条第一項及び第二項中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

第三条第五号中「第十条の二第一項第一号」を「第十条の二の二第一項第一号」に改める。

第四条中第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「し、前項の規定による申請があつたときは、免許証を書き換えて、申請者に交付」を削り、同項を同条第二項とし、同条の次に次の一条を加える。

（免許証の書換え交付）

第四条の二　一級建築士は、前条第一項の規定による届出をする場合において、一級建築士免許証（以下「免許証」という。）又は一級建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

2　前項及び法第五条第三項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、一級建築士免許証用写真を貼付した免許証書換え交付申請書に免許証又は免許証明書を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3　国土交通大臣は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

第六条第四項中「免許証」の下に「又は免許証明書」を加える。

第九条の五中「第四条、第五条」を「第四条から第五条まで」に、「、第九条の二、第九条の三及び第九条の四」を「及び第九条の二から第九条の五まで」に、「第四条第二項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第三項、」を「第四条の二の見出し及び同条第三項並びに」に改め、「並びに第六条第四項」を削り、「「免許証明書」と、」の下に「第四条の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」と、」を加え、「第十条の二第一項」を「第十条の二の二第一項」に改め、「又は設備設計一級建築士証」の下に「と、第九条の四第二項中「法第十条の二の二第四項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の二の二第四項」を加え、同条を第九条の七とする。

第九条の四中「遅滞なく、」の下に「一級建築士免許証用写真を貼付した」を加え、同条を第九条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の領置）

第九条の六　国土交通大臣は、法第十条第一項の規定により構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である一級建築士に業務の停止を命じた場合においては、当該一級建築士に対して、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の提出を求め、かつ、処分期間満了までこれを領置することができる。

第九条の三第一項各号列記以外の部分中「第十条の二第一項」を「第十条の二の二第一項」に改め、同項第一号中「第十条の二第一項第一号」を「第十条の二の二第一項第一号」に改め、同項第二号中「第十条の二第一項第二号」を「第十条の二の二第一項第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の書換え交付）

第九条の四　構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、第四条第一項の規定による届出をする場合において、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証に記載された事項に変更があつたときは、当該構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付を申請しなければならない。

2　前項及び法第十条の二の二第四項の規定により構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の書換え交付を申請しようとする者は、一級建築士免許証用写真を貼付した建築士証書換え交付申請書に構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

3　国土交通大臣は、前項の規定による申請があつた場合においては、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を書き換えて、申請者に交付する。

第十条第一項第一号中「第二十条の五第一項第一号」を「第二十条の四第一項第一号」に改める。

第十七条の十八中「法第二十条第五項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者（以下「建築設備士」という。）」を「建築設備士」に改める。

第十七条の十九第三項第二号イ中「又は寄附行為」を削る。

第十七条の三十七第一項の表第二号中欄中「第十条の二第一項」を「第十条の二の二第一項」に改め、同号下欄中「第十条の二第一項第一号」を「第十条の二の二第一項第一号」に改め、同表第三号中欄中「第十条の二第二項」を「第十条の二の二第二項」に改め、同号下欄中「第十条の二第二項第一号」を「第十条の二の二第二項第一号」に改める。

第二章の四の次に次の一章を加える。

第二章の五　設計受託契約等

（延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約の内容）

第十七条の三十八　法第二十二条の三の三第一項第六号に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　建築士事務所の名称及び所在地並びに当該建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

二　建築士事務所の開設者の氏名（当該建築士事務所の開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）

三　設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要

四　業務に従事することとなる建築士の登録番号

五　業務に従事することとなる建築設備士がいる場合にあつては、その氏名

六　設計又は工事監理の一部を委託する場合にあつては、当該委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地

七　設計又は工事監理の実施の期間

八　第三号から第六号までに掲げるもののほか、設計又は工事監理の種類、内容及び方法